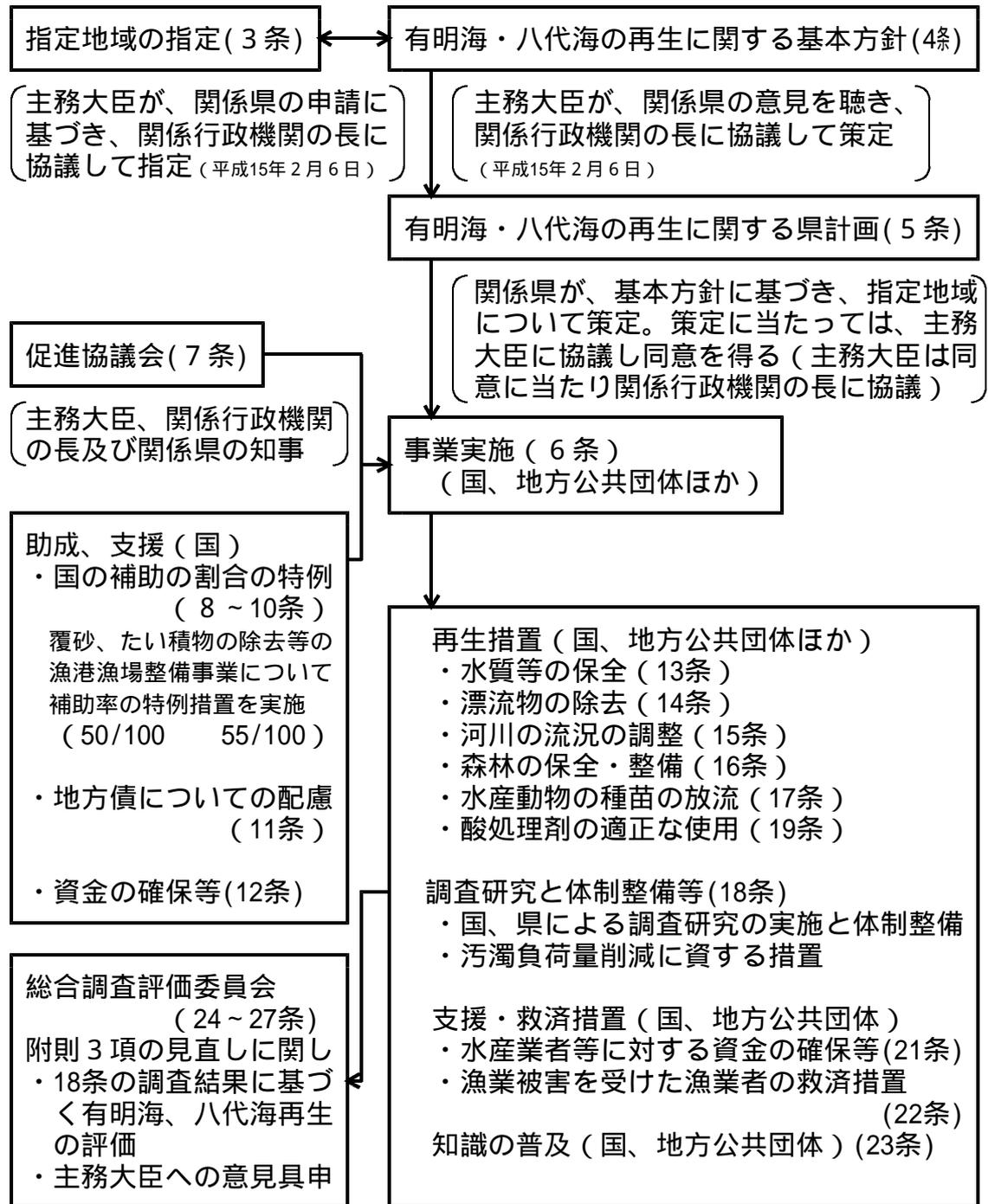


(参考2)

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律のあらまし



(法律の施行の日から5年以内に、法律の施行状況、各種調査の結果を踏まえ、必要な見直しを行う。(附則3項))

(注1) 主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣である。

(注2) 関係行政機関の長は、財務大臣及び厚生労働大臣である。

(注3) 関係県は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県である。

公布・施行年月日：平成14年11月29日